

令和6年度 白馬村観光振興のための財源確保検討委員会 第1回宿泊税検討部会 議事録

日	時	令和6年6月17日（月） 14：45～16：00
場	所	白馬村役場 302 会議室

■ 委員 (敬称略)

東京女子大学 現代教養学部 国際社会学科 教授	矢ヶ崎 紀子	出 席
白馬村観光局 事務局次長	新路 祐也	出 席
白馬さのさか観光協会 会長	中村 由一	欠 席
白馬五竜観光協会 事務局	佐藤 文生	出 席
八方尾根観光協会 会長	丸山 徹也	出 席
白馬岩岳観光協会 副協会長	切久保 公正	出 席
長野県旅館ホテル組合会白馬支部 理事	丸山 一馬	出 席
白馬村宿泊イノベーションチーム	丸山 智彦	出 席
白馬村ホテル協議会 事務局	柴田 謙二	出 席
白馬お宿倶楽部 代表	伊藤まゆみ	出 席
HIBA (Hakuba International Business Association) 会長	イアン・ミラー	出 席

出席 10 名

■ オブザーバー (敬称略)

白馬村 副村長	吉田 久夫	出 席
白馬村議会 産業経済委員長	切久保 達也	出 席

■ 事務局

白馬村役場 税務課長	太田 雄介	出 席
白馬村役場 税務課 課税係長	一井 剛	出 席

開会（14：45）

〈太田税務課長〉

開会を宣言した。

1 あいさつ

〈太田税務課長〉

合同検討部会でも説明があったが、長野県が先行して宿泊税の導入を検討している中で、白馬村としても判断を先送りすることはできないため、この部会では宿泊税導入の可否、良い悪いを議論するのではなく、導入に備えた具体的な税制度の設計を行う。

本日の検討部会では、部会長及び副部会長を選出した上で、検討事項とこれからのスケジュールを提案するので、意見をいただきたい。会議時間は概ね1時間を目途に進めていく。

学識経験者の東京女子大学の矢ヶ崎先生から一言あいさつをお願いします。

〈矢ヶ崎紀子委員〉

学識経験者としてお声がけいただいた。良い議論、良い中身をまとめていくことができるように情報を提供させていただきたい。私自身は宿泊税に関して、まず京都市で導入することに関与している。京都市は今年で導入から5年が経過するので見直しを行っているところである。また、長野県の議論にも参加していた。宿泊税導入まで2、3歩手前であるが、三重県でも勉強されているという状況である。各地で宿泊税に関して、いつどのように導入するかというところに来ていると思うが、白馬村にとって良いものができるように協力していきたい。

2 協議事項

(1) 部会長及び副部会長の選出について

〈太田税務課長〉

設置規則第4条第1項では、正副部会長は部会委員の互選によってこれを定めると規定されている。その方法等について委員から提案があればお願いしたい。

〈丸山徹也委員〉

検討委員会の委員が2名は、これまでの議論の経過をわかっているので、この2名に部会長、副部会長をお願いしたい。

〈太田税務課長〉

正副部会長は柴田謙二委員と丸山智彦委員にという提案があった。どちらが部会長にというところまでは提案がなかったので、事務局から提案させていただく。

柴田委員には部会長、丸山智彦委員には副部会長をお願いしたいと思うが、いかがか。

異議はなかった。

〈太田税務課長〉

部会長として柴田委員を、副部会長として丸山智彦委員をそれぞれ決定する。

(2) 検討事項及びスケジュールについて

〈太田税務課長〉

「資料 1」により部会の検討事項及びスケジュールを説明した。

〈矢ヶ崎紀子委員〉

県税の検討過程では県扱いになっていることが多い。その中でも決まっていないことなので、この資料に記載されていなかったが、例えば税率に関しては、定額制と定率制の 2 つが出されている。委員の私たちを含め検討部会でも、段階的な定額制と定率制のメリット、デメリットを考えている。ただ、県と市町村でやる場合、どちらかの税率が違うとか、定額と定率が合わさっていたりすると混乱が生じるため、合わせた方が良く考える。ニセコ町は当初定率制で考えていたが、北海道が定額制で導入するため定率制を諦めたと聞いている。また、県の検討部会の中でも何にお金を使うのか、宿泊事業者の手を煩わせて集めた宿泊税がどう使われるのか、明確にしないといけないと議論している。修学旅行についても免除しないと聞いているが、その代わりに観光振興施策という側面から修学旅行に対する支援をするという考え方もある。

〈丸山徹也委員〉

日本の場合は定額で定めているところが多いが、大人も子どもも関係なく徴収している。海外では、子どもからは徴収しないというところが多いが、日本ではそういう議論はないのか。

〈矢ヶ崎紀子委員〉

宿泊税は、宿泊行為に対する課税だからである。消費税と同じでこのペットボトルを買う場合、子どもが買っても大人が買っても消費税を払うのと一緒の考え方である。その代わりの支援の仕方はそれぞれの地域の考え方になると思う。

〈柴田部会長〉

入湯税では 12 歳以下からは徴収しないようになっている。同じく行為に対する税であるが違いがあるのはなぜか。

〈太田税務課長〉

入湯税は課税免除の規定によるが、その理由までは把握していない。

〈矢ヶ崎紀子委員〉

入湯税も行為に対する課税であるが、12歳以下の課税免除が一般化している。

〈イアン・ミラー委員〉

徴収は村がやるのか、県がやるのか、それとも我々がやるのか。外国人オーナーは日本にいないことが多いし、日本円で支払われているか分からないし、口座には宿泊者からドルで入っていると思われる。

〈太田税務課長〉

外貨であれば円換算により算定した金額を宿泊料金として課税する。徴収方法として、施設の方が徴収して納税してくれるのが本来であるが、普段国内に居ない場合は、法律に規定されている納税管理人を指定し、その納税管理人が納税に関することをを行うこととなる。

〈丸山徹也委員〉

例えば今の質問で言うと、OTAで予約して海外宿泊した時、先にクレジットカードで決済が終わっていても、宿泊税は現地で払うということがあった。そういう仕組みで考えていけばいいのかもしれない。

〈矢ヶ崎紀子委員〉

とても重要な観点で、特に国際観光地の白馬においてはこの話をどうしてもクリアしていかなければならない。京都でも同じことがあった。やはり海外の業者とか、外資系ホテルがたくさん入って、OTAが代わりに徴収してくれないか働きかけている。

〈イアン・ミラー委員〉

払わない場合どうなるのか。固定資産税のように売られる（差押えられる）ことになるのか。

〈太田税務課長〉

税として導入することになるので、税法上の罪であれば、そこでまず罰せられる。また、滞納という形になれば、その先の差押え等の滞納処分を行うことになる。県が税金をかける場合であれば、県がその事務を行うこととなるし、村が税金をかけるということであれば、村が行うことになる。

〈伊藤まゆみ委員〉

コンドミニアムは、オーナーが知人等に泊まってもらって収入を得るといった場合もあり、おそらく（旅館業法の）許可は取ってないところもあると思われる。別荘など、そういうところはもう完璧に調べられる、それでしかも徴収できるということを見込んでいるのか。

〈太田税務課長〉

まず、旅館業法の許可を得てない点では、旅館業法の中で罰則がある。許可を得ていてこちらに申告がないということになると、村が調査に行って申告を指導しつつ、税金をかける。そこで払ってもらえなければ滞納処分を行うことになる。

〈伊藤まゆみ委員〉

そうすると発覚した時点で罰則があるということか。

〈太田税務課長〉

いきなり罰則ということにはならない。旅館業法についても、まずは県で申請を指導すると聞いている。

〈伊藤まゆみ委員〉

無許可営業でもすぐに罰則はないし、申請を指導するだけでは強制力はないということか。

そこが本当に無許可なのか。それが外国人だったりするわけで、お友達という形でごまかされる場合もかなりあると聞かすが。正直者が損をするということにならないのか。

〈太田税務課長〉

そうならないために、公平性をしっかりと確保する。

〈伊藤まゆみ委員〉

どの程度できるかという数値目標的なものがあるのか。大体どのぐらいコテージがあって、別荘があって、大体この辺で民泊をやってそういうだとか、どういう情報を集めるかわからないが、私はかなり不安である。

〈丸山徹也委員〉

そういった件に関して、今回はミラー委員が参加してくれていることが重要で、白馬村で新しい税金の制度ができるから、そういった情報をHIBAからしっかり発信をしてもらうことが1番大事だと思う。そのために我々が今回集まっている。今は取れない施設もあるかもしれないが、そういった施設から取れるようにしていくためにどうすればいいかHIBAに聞くのもそうだし、矢ヶ崎先生にも相談しながら、方法を絶えず議論すればいいと思って参加している。それをみんなで考えるべきで、できる・できないではなく、どうやったらできる、こうじゃなかったらできないから、じゃあどうしようかって話をみんなで考えるべきである。

〈伊藤まゆみ委員〉

実は私たちお宿倶楽部で村長と対談した際に、部会で「やる・やらないを決めます」と言われ、まだ決まっていなと思って参加しているので驚いている。

〈丸山徹也委員〉

それは長野県で導入が決まっているから、白馬村が導入しなくても県で導入ということだから、そういう議論になったと思う。

〈伊藤まゆみ委員〉

私が（仲間から）言われていることは、「こういう問題があるから白馬村では導入できない」とどうして県に言えないのかということである。そもそも我々地方自治体ではちょっと無理があるかもしれないと言っていたかったという意見である。そうでないと、やっぱりそうですかと上意下達でやらなきゃいけない、早く取らなきゃいけないというのは、少し違うのではないかと思う。

〈丸山徹也委員〉

県はそういう議論がなく始まったと認識している。

〈矢ヶ崎紀子委員〉

長野県のスピード感と自治体のスピード感が一致しているのかどうか分からないが、県としてはなるべく早く入れたいようである。

〈佐藤文生委員〉

各部会の中で、飲食店だとかバス、タクシーの運輸業が入ってない。

〈太田税務課長〉

事業者負担金検討部会は、今は索道を中心に構成されていて、白馬商工会とオーブスが索道以外の業種で入っている。ひとまずスタートして、今後必要に応じて飲食や小売等の業種にも入っていただくというイメージである。

〈佐藤文生委員〉

先ほど伊藤委員の発言にもあったが、外国人関係者に GoTo トラベルの検査をしたが、民宿をそのままやっているとか、管理人はバイトで冬しか来てない。そういうところをしっかりと漏れなく取ってくれるような方策を白馬としてやっていくべきで、その点だけはきっちりやっていただきたい。

〈丸山一馬委員〉

同業他社の方から（宿泊税を）具体的に何に使っていくのかという情報を出せば、理解が深まってくと聞いている。

〈丸山副部長〉

柴田部長と私の方で財源確保検討委員会に１年間参加していて、財源の種類に関して話し合ってきた。観光地経営会議では財源の使途について本当にいろいろな議論が重ねられている。もし宿泊税が導入された場合、おそらく白馬村は（県と）一緒に規模感で一緒にスピード感で導入していくメリットがあると思う。事務方は使途と財源を両輪でやっている。白馬村はすごくいい流れでやっていると思う。

う。

その中で4点提案したい。

1点目はオープンであること。どなたも私たちの意見や話し合った内容が見えること。

2点目が英語の資料を作ってもらうこと。今ここにイアンがいるが、英語の資料があればもっといいなと思う。この会議に出ている人はそれぞれの団体に帰って話を伝えるときに、イアンならHIBAに伝えるときに、英語の資料があれば良いと思う。ぜひご検討いただきたい。

3点目は伊藤委員がいう感情的な部分、不安の部分の解消は必要だと思う。イノベーションチームでも勉強会を行っているが、9月の勉強会の前に各地区でも何回か勉強会があるといいなと思う。不安を解消するようなことをやっていく必要があると思う。

4点目は、私の個人的な意見であるが、特別徴収義務者になるであろう私にとって非常に負担とか不安が大きい中で、徴収事務交付金がまだ導入された事例はないということであるが、導入から5年間は5%の交付金を措置するとか、5年以降は2.5%にするとか、入湯税とこの宿泊税を同じシステムで支払えるようにするとか、そういったことも出しながら話をするのはどうかなと思っている。

〈切久保公正委員〉

今それぞれの発言を聞いて、それぞれの団体で話されていることに感心した。そのような中で素朴な疑問として、宿泊税が県の決定事項として課税されるということであるのか。

〈太田税務課長〉

確定段階ではない。先ほど示した想定スケジュールも5月末に知事が宿泊税の導入に向けて取り組むと表明したので、おそらく県の事務方は、着々と税の制度や条例の検討を進めていくと思われるため、12月の議会には条例案が提出される可能性がある。その先のいつから施行というところはちょっと私も読み切れないが、条例が公布されて、それから1年ぐらいの準備期間を経て、施行されると想定している。

〈切久保公正委員〉

要は長野県の宿泊税よりも先に導入したいのが目的なのか。

〈太田税務課長〉

長野県よりも先にとすることは考えていない。長野県と同時に、遅れることなく導入するということを考えている。

〈切久保公正委員〉

例えば、村が県に遅れたとしても後から申請はできるのか。

〈太田税務課長〉

申請は可能である。宿泊税等の法定外目的税は、市町村が総務省に協議、同意を得た上で実行することになる。県に遅れて村が出すことも考えられるが、おそらく総務省は長野県が準備してきたことを知っているし、他の市町村が準備していることもおそらく知っているので、長野県が先に申請したとして

も、他の市町村と同じタイミングでの申請を指導されると思われる。

〈切久保公正委員〉

やはりこのスケジュール感になるということか。

〈太田税務課長〉

12 月議会に条例案を提出するとなると、その前に骨子案を示して、それに対するパブリックコメントを経て、条例案の提出という流れになる。12 月から遡っていくと、骨子を固めるのは9月になると思われる。それと同時に村も動いていきたいということで、村の事務方と県の事務方では、情報をやり取りして、向こうの動きを教えてもらいつつ、この部会でも県の動きを共有しつつ進める。

〈新路祐也委員〉

私自身は宿を運営したことがないため、宿泊施設の負荷ってというのが全く私自身は想像できないので、そういったところの議論にはあまり入っていけないと思っているが、事業者への説明や、温泉の担当でもあるので、温泉関係者の方々との入湯税の使い方を検討したいというようなことも伺っているので、そういったところを共有して、より良い制度にしていければと思っている。

〈柴田部会長〉

今回は初回ということで、私や丸山智彦委員は検討委員会の委員にも就いているが、今日初めて参加する方は、各業界を代表されている中で、情報不足であったり、理解が追いついていなかったり、更にその先にいる各宿泊施設は、更に情報がなかったり、イノベーションチームとか商工会では勉強会を実施しているが大体 30 人ぐらいの参加で、各宿泊施設が自分事としてまだ捉えきれていないと思う。

ただ、私は勉強会に参加したときに、イアンさんとか外国人の方から宿泊税に賛成意見が多かったというのは、使途、盛んに言われている宿泊税という名前が先行するが、宿泊客から徴収する税であってそれが宿泊客にとって、宿にとってのメリットが明確になれば、宿泊施設も協力しようという機運が高まると思う。なかなかそれが今見えていない中で、税だけの議論となると、例えば宿泊税を集めて何に使うのと言ったら、それは別の会議でとなると、そこがちょっと情報として不足しているのかなと思う。各協会では勉強会を開催したり、使途に関しては観光地経営会議で決めることだと思うが、それが宿泊施設には伝わりきっていないということはあるので、喫緊の課題として冬のシャトルバスの問題もあるので、そういうものが目に見えるようになれば、同業者で周知しやすいかなと思う。

もちろん課題はそれだけではないが、そういうことを意見として言える場が無いというのは言われていたので、その辺りが重要かと思う。宿泊施設も勉強会に参加しているが、どちらかというと索道が中心であった。今日は初回ということで、まだまだその辺の要求があったりするので、ただ、スケジュールがかなりタイトで、これから毎月、次回、7 月 19 日に日程は決まっているので、それまでに各宿泊施設からの意見を聞いていただいたり、観光協会や HIBA で勉強会をやりたいということであれば、窓口の税務課長に相談いただいて、資料を作っていただいたり、勉強会に協力いただけると思うので、皆様にはいろいろとこれから夏まで忙しい中で、大変かと思うが協力をお願いしたい。

〈切久保達也オブザーバー〉

スケジュール感の話が出たが、いずれにしても県が進んでいく中で、これでスタートしますというときに白馬村の制度がある程度しっかりしていないと、突然特別徴収義務者になっても混乱が起きるのかなと感じている。財政の規模によってその制度も変わってくると思うし、それから宿泊税はあくまで宿泊行為に対する課税ということで、各宿2食付きの宿が結構あるので、食事の有無に対して税がかかるのかははっきりしないままに県がスタートしてしまうと、混乱も起きるのかなと感じているので、タイトなスケジュールで進んでいくわけであるが、白馬として、ある程度しっかりした制度というものはできている方が良いのではないかなと感じている。

〈伊藤まゆみ委員〉

3回の部会で全部やるということか。もう1回会議を追加するということはないのか。

〈太田税務課長〉

基本的には3回でと考えているが、検討の状況では、もう1回という可能性もゼロではない。ただ12月の目標というのは据えておきたい。

〈佐藤文生委員〉

県がやれば50対50だけど、白馬村もやれば白馬村のその収入が多くなるだとか、ゴミ処理施設持っているからその部分の維持管理が大変だとか、そういうものを画にしてもらえば（会員に対して）説明しやすい。「収める」というより「取られる」というイメージが強い印象がある。税金は預かるものであって、自分たちのものではないということをか説明してくれるような資料があるといい。

〈伊藤まゆみ委員〉

「白馬村はこうなります、だから徴収します」と伝えられるものがないとお客さんに説明しにくい。

〈太田税務課長〉

現段階では長野県の税率や課税免除は示されていないが、他の事例などでもよければ準備することができる。第2回検討部会までには長野県の考えている骨子がある程度見えてくると思うので、それをベースに白馬村のより具体的なものを示していけると思う。

〈佐藤文生委員〉

毎回議事録を協会員に示す際にそういうものがあればわかりやすい。

〈イアン・ミラー委員〉

保健所等から宿泊業者のリストや連絡先等を共有してもらえるのか。外国人は手紙が来てもすぐ処分すると思うので、新しい税が導入されても知ってもらいにくい。始まる前に説明しないといけない。

〈太田税務課長〉

宿泊業の許可を得ている施設の一覧は、保健所から提供を受けることができる。これから宿泊客や宿泊施設に説明する方法も、この検討部会の中で話していきたいと思っている。こういう制度になりました

たということをしっかり理解してもらうためには、こういう方法でこういう情報を出そうという意見もいただきたい。

〈切久保公正委員〉

検討事項の3番目に入湯税の最適化が入っている理由は。

〈太田税務課長〉

宿泊客に課税する入湯税がある。一泊150円、そうすると宿泊客から入湯税も、宿泊税もということになる。これに対して理解を得られるのかとか、負担にならないのかというのを、それぞれの目的とか、使う先とか、そういったものを擦り合わせて考えたい。

〈切久保公正委員〉

最終的には、入湯税が宿泊税の中に入り込んでくるという可能性もあるのか。

〈太田税務課長〉

そのようなことはあり得ない。

〈切久保公正委員〉

そうすると税金としては消費税、宿泊税、入湯税、この3つを宿泊客から徴収するということになる。

〈矢ヶ崎紀子委員〉

先ほど英語の資料も作るという提案があったが、とても良い取り組みだ。

DeepLという翻訳ツールがあり、精度が高く論文等でも使えるし、GPT-4も精度が高いと聞く。

事業者への説明の仕方は、また次回京都市の例などを披露したいと思うが、京都市は、宿泊税の特別徴収事務補助金を交付している。申告納税額の2.5%、上限200万円である。クレジットカードの手数料を考えると悪くない支援額ではないかと思う。

また、地方税ポータルシステム(eLTAX)で電子申告・納入できるようにしている。

現場でお客様に宿泊税はこういうものと説明してお支払いいただくのは宿泊事業者になるので、宿泊事業者の説明の全てを任せてしまうのは負担が大きすぎる。

京都市では、市が分かり易い説明資料を用意して、それを使って宿泊事業者が説明している。

京都市では導入してからクレームの有無を定期的にチェックしていたが、大きな問題は報告されていない。しかし、予約の時にOTAで宿泊料を支払っているのに、現場で宿泊税を別途支払う際に、何で?聞いていないが?となることがあるそうだ。これは、OTA等に協力してもらって事前に説明したり、OTAを特別徴収義務者に指定すればいいことで、不安材料を整理して解決していくことが大事だと思う。

3 その他

〈柴田部会長〉

次回は具体的な課題について検討していきたい。委員の皆様はできるだけ多くの意見を聞き、またこの場に参加いただきたい。

〈太田税務課長〉

次回は7月19日の午後1時30分から。早い段階で第3回の8月の日程も示していく。

開会（16：00）

〈丸山副部会長〉

慎重審議に感謝し、閉会を宣言した。